

屋外広告物許可申請書 (新規・継続)

年 月 日

※提出する日付を記入 (郵送の場合は投函する日付)

泉佐野市長 様

変更がある場合は、変更届出書 (様式第10号) も提出してください。

申請者 住所 ○○○○○○
氏名 ○○会社○○
代表取締役 ○○○○
電話

法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

大阪府屋外広告物条例

第3条第1項
第8条の2第1項
第12条
第15条第2項

あてはまるもの全てに○

表示制限路線 (阪和自動車道、国道26号、国道170号、関西国際空港線、阪神高速湾岸線など) から500m以内の場合は、有に○を付け、その路線名を記入してください。

①種類	自家用 その他	広告塔 (屋上・地上) その他 (地上)	広告板 (屋上・壁面・突出・地上)
②数量 (総数)	○基	③総面積	○○○m ²
⑤広告表示内容	○○商店 *表示の内容を記入。多数の場合は代表的なもの。		音響の有無: 有・無 音響の有無: 有・無
⑥主要道路等の名称	(例) 国道26号 線		設置箇所から500m以内の道路又は鉄道の有無: 有・無
⑦表示 (設置) 期間	※次の2年間を記入 ○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで		⑧工事の完了予定年月日 ※空欄で可 年 月 日
⑨表示 (設置) 場所	泉佐野市○○○○ ※申請場所の住所ではなく地番で記入		⑩用途地域 (例) 第一種住居地域
⑪広告物等の所有者	住所	氏名	電話
⑫広告物等の占有者	住所	氏名	電話
⑬広告物等の管理者	住所	氏名	電話
⑭⑬に記載の管理者が大阪府の区域に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所	氏名	電話
⑮工事施行者 (屋外広告業者)	住所	氏名	電話
⑯表示若しくは設置する場所又は物件の所有 (管理) 者の承諾	住所	氏名	電話
⑰前回許可年月日及び許可番号	泉佐野市 第 号	⑱前回許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

記名必要。記名有りでも承諾書 (土地又は建物賃貸借契約書) 必要。承諾書がない場合は、承諾書の作成必要。HP からダウンロードしてください。

納付書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者
	住所
	氏名
	電話

広告物等の内訳 ※別添可

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積					表示内容 形状・材料・構造の概要	
			縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	高さ (m)	面数		合計 面積 (㎡)
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他 別紙参照								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> その他								
合	計								

「別紙参照」とし、
「広告物等の内訳手数料算定表」を添付してください。

【添付資料】

- 現況カラー写真 付近見取図
- 配置図（継続申請の場合は省略可）
- 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面（継続申請の場合は省略可）
 - 平面図 立面図 意匠図 構造図 配線図
- 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状
- 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等
- 突出広告板等で、道路等の上空を占用する場合は、道路占用許可書（写）
- 泉佐野市長が必要と認める書類
 - 広告等の内訳兼手数料算定表 その他
- 高さが4mを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」（様式第3号）及び点検者の資格を証する書面

※大阪府屋外広告物条例第8条の2第1項第1号又は第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合は、別途必要な添付書類があります。

【記入上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は①～③欄はその総数で記載し、その内訳を第2面「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 設置場所が大阪府屋外広告物条例施行規則別表第3に掲げる道路又は鉄道（⑥欄において「道路又は鉄道」という。）から500m以内の場合には、有に○を付け、⑥欄に該当路線名を記載してください。無しに○を付けた場合は、直近の道路の名称を記載してください。
- 4 手数料は、審査終了後お渡しする納付書によりお支払いください。
- 5 納付書の送付先は、申請者又は申請者から委任を受けた者です。なお、申請者からの委任状がない場合は委任を受けた者とは認められません。必ず委任状を添付してください。